

2021年4月16日

東京電力ホールディングス株式会社

廃止措置計画認可申請書及び保安規定変更認可申請書
2021年4月14日ヒアリングにおける指摘事項の回答

No.	指摘事項	頁
1	<p>本文八（1号炉 廃止措置計画認可申請書 P.53, 保安規定変更認可申請書 P.18）</p> <p>新燃料を「加工事業者等」に譲り渡すという記載があるが、保安規定の審査基準では「核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること」が要求されているので、保安規定においては「等」を削除し、譲渡し先が明確になった際に変更認可申請を行うこと。</p> <p>廃止措置計画においては「加工事業者等」でよいが、「等」の注釈に「原子力の平和利用に関する協力国」等の加工事業者に譲り渡す旨を追記すること。また、現在検討している国外の譲渡し先や、譲渡し先決定後に保安規定の変更認可申請を行う旨を説明すること。</p>	1
2	<p>本文六（1号炉 補正前後比較表 P.10）</p> <p>サイトバンカの性能維持期間に関して、「放射性固体廃棄物の処理が完了するまで」としているが、修正を検討すること。また、本文六の放射性廃棄物の性能維持期間、機能及び性能を「気体及び液体」と「固体」で書き分けること。</p>	3
3	<p>添付書類三（1号炉 廃止措置計画認可申請書 P.3-17, 3-18）</p> <p>廃止措置計画認可申請書の(3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量の記載に関して、各号炉ごとの記載となっているが、補足説明資料と同様、全号炉についての記載に修正を検討すること。</p>	4
4	<p>保安規定（保安規定変更認可申請書 P.165）</p> <p>保安規定第33条（事故由来放射性廃棄物の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）の対象物について、一体で運用が行われる第32条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）の対象物と記載が異なっている点について、記載の補正等を検討すること。</p>	5

本文八（1号炉 廃止措置計画認可申請書 P.53, 保安規定変更認可申請書 P.18）
新燃料を「加工事業者等」に譲り渡すという記載があるが、保安規定の審査基準では「核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること」が要求されているので、保安規定においては「等」を削除し、譲渡し先が明確になった際に変更認可申請を行うこと。
廃止措置計画においては「加工事業者等」でよいが、「等」の注釈に「原子力の平和利用に関する協力国」等の加工事業者に譲り渡す旨を追記すること。また、現在検討している国外の譲渡し先や、譲渡し先決定後に保安規定の変更認可申請を行う旨を説明すること。

当初申請時、申請書に記載の「加工事業者」とは、炉規制法下の加工事業者を指すものと解釈し、新燃料の譲渡し先の候補として新燃料を取り扱うことができる国外の加工事業者も含めるため、「等」と記載していた。

今回、廃止措置計画に「等」の意味するところを明記し、明確化を図るとともに、保安規定では「加工事業者」に記載を修正する。

また、次頁のとおり、本文八号に関する補足説明資料（使用済燃料貯蔵設備・核燃料物質について）へ「別紙2 新燃料の譲渡し先について」を追加することで、現在検討している国外の譲渡し先や、譲渡し先決定後に保安規定の変更認可申請を行う旨を明確にする。

<廃止措置計画修正後>

新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等^{※1}に譲り渡す。

（中略）

※1：加工事業者等とは、国内の加工事業者のほか、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示す。

<保安規定修正後>

（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

第16条

（中略）

2. 燃料・輸送GMは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。

表16

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者 ^等

別紙2 新燃料の譲渡し先について

廃止措置計画申請書本文「五 2. 廃止措置の基本方針」及び「八 3. 核燃料物質の譲渡し」において記載のとおり、新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等に譲り渡す計画としている。

ここで、加工事業者等とは、国内の加工事業者のほか、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示している。国外の新燃料の譲渡し先の候補としては、これまで当社原子力発電所用の輸入燃料体を製造した実績のある加工事業者を検討しており、譲渡し先が明確になった際には、保安規定を変更し譲渡し先を明記する。

以上

本文六（1号炉 補正前後比較表 P.10）

サイトバンカの性能維持期間に関して、「放射性固体廃棄物の処理が完了するまで」として
いるが、修正を検討すること。また、本文六の放射性廃棄物の性能維持期間、機能及び性能
を「気体及び液体」と「固体」で書き分けること。

第6－1表、第6－2表などに記載しているサイトバンカ・タンク類に関する維持期間を
「放射性固体廃棄物の処理が完了するまで」から「貯蔵している放射性固体廃棄物の取出し
が完了するまで」に修正するとともに、本文六号の本文に記載している内容を以下のとおり
修正する。

<廃止措置計画修正後>

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射
性気体廃棄物、~~及び~~放射性液体廃棄物~~及び~~放射性固体廃棄物を適切に処理処分するため、放
射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物の処理が完了する又
は貯蔵している放射性固体廃棄物の取出し若しくは廃棄が完了するまでの期間、放射性固
体廃棄物を適切に処理又は貯蔵するため、放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能及
び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を
適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。

添付書類三（1号炉 廃止措置計画認可申請書 P.3-17, 3-18）

廃止措置計画認可申請書の(3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量の記載に関して、各号炉ごとの記載となっているが、補足説明資料と同様、全号炉についての記載に修正を検討すること。

補足説明資料（添付三-2）「福島第二原子力発電所1号、2号、3号及び4号炉 解体工事準備期間における直接線及びスカイシャイン線による線量について」の記載に合わせて、廃止措置計画（添付三 P.3-17, 3-18）を以下のとおり修正する。

<廃止措置計画修正後>（1号炉の場合）

2.2.1. 解体工事準備期間中

(3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量

1号、2号、3号及び4号炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間 $50\mu\text{Gy}$ を下回る。

解体工事準備期間中は、1号、2号、3号及び4号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。

1号、2号、3号及び4号炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋(家)からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素(N-16)を線源としている。

1号、2号、3号及び4号炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素(N-16)の半減期は約7秒であることから、タービン建屋(家)からの線量は無視できる。

また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、1号、2号、3号及び4号炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。

したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号、2号、3号及び4号炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間 $50\mu\text{Gy}$ を下回る。

保安規定（保安規定変更認可申請書 P.165）

保安規定第33条（事故由来放射性廃棄物の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）の対象物について、一体で運用が行われる第32条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）の対象物と記載が異なっている点について、記載の補正等を検討すること。

現在変更認可申請中の保安規定第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）において、対象物の記載を明確化する目的で、以下のとおり第33条の該当箇所の補正を行う。

<保安規定修正後>

（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）

第33条

各GMは、第32条第1項に定める対象物及び管理区域外において設置された原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{*1}（以下「降下物」という。）の影響の評価を廃棄物管理GMに依頼する。